

事務課

課長

事務主任 三十七日付

2. 6. 30  
第 95/

高島倉庫と川崎倉庫との体協問題に関する件。

標記の如く本月二十四日現在例江川第拾陸次隊自記  
外体協定より川崎文紀と金見折衝の間に体協者  
中々野五郎、秋野政雄、正本安元が解任し他の体協者  
も如く左記覚書より支拂無事解決す。

此

覚書

今般在り事務主任の協定し株主等社高島倉庫と川崎倉庫との  
支店、於て直に業を施すべし  
但し本協定より後、付する不利益を、折し制定又其の体協  
の求むるに付其の際若し修正方命をうごき協定し更に相互  
に協定は在らざるべし。